

## 公益通報等窓口のご案内

本法人では、法令違反や不正行為に関する通報を受け付けるため、外部窓口を設置しています。

### 【通報先】

第一法律事務所（公益通報等窓口）

メール：[kc-hotline@daiichi-law.jp](mailto:kc-hotline@daiichi-law.jp)